

として担える役割の確認と推進

- ▽ 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園等）の情報交換、有効活用、連携、調整
- ▽ 具体的な事業の企画、実施、評価等の推進及び事業に関する広報
- ▽ 圏域の市町村、事業所（特に小規模）における保健事業への助言・支援 など

5.3 大阪府の役割

5.3.1 府民運動の推進

平成 13 年に前計画を策定し、「壮・中年期死亡の減少」「健康寿命の延伸及び生活の質の向上」を運動目標として、市町村をはじめ、健康づくりの関係機関・団体等とともに府民運動として健康づくりを推進しています。今後もこの方向性を踏襲しつつ、今回新たに追加したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善のため、地域・職域連携推進協議会、大阪版PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）による協力団体、ボランティア団体などと連携を図り、府民運動を拡充していきます。

5.3.2 健康づくりの拠点施設との連携

健康づくりの拠点施設である大阪府立健康科学センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府立成人病センター、(財)大阪がん予防検診センターと連携し、これらの施設が長年蓄積してきたデータを基に開発した科学的・実践的な技法を広く普及することにより、各種健康づくりのための事業を推進していきます。

5.3.3 教育委員会との連携

生涯を通じて健康であるためには、子どもの頃からの生活習慣が重要であり、調和のとれた食事や、適度な運動、十分な休養・睡眠という健康三原則の観点から、子どもたち自身が生活習慣全体を見直し改善していくことのできる力をつけ、健康的な行動を習慣化していくことが重要です。

このため、学校が家庭や地域、関係機関と連携し、それぞれのライフステージに生じる様々な健康課題に対して、子どもたちが発達段階に応じて、自ら対処することのできるよう、ヘルスプロモーションの観点に立った健康教育の推進に取り組めます。

5.3.4 市町村支援

市町村が老人保健事業として実施してきた基本健康診査は、平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳までの人については、特定健康診査・特定保健指導として医療保険者に義務づけられました。また、75 歳以上の人については、健康診査が全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」に努力義務として課される一方、保健指導については、必要に応じて市町村等において実施されています。

府は特定健康診査等について、人材育成や情報提供、特定保健指導用プログラムの開発に対する技術的助言などを通じ、医療保険者の取組を支援するとともに、地域・職域連携推進協議会を活用し、市町村や医療保険者等、関係者間の連携促進のための総合調整機能を担っていきます。

さらに、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち医療保険者に義務づけられない事業については、平成 20 年度以降は健康増進事業として、引き続き市町村が健康増進法に基づき実施しています。府はそれに対し、必要な支援を行うとともに、上記以外の市町村が実施する健康づくりに関する事業についても、情報提供や支援を行っていきます。

5.3.5 保健所

保健所は、地域における健康づくりの拠点として、市町村に対し、健康増進計画や食育推進計画を策定することを支援します。また、市町村が実施する健康増進事業等について、管内市町村相互間の連絡調整を行い、技術的助言を行います。

さらに、市町村をはじめとする健康関連機関・団体等と協力して、圏域内に地域・職域連携推進協議会を設置することなどにより、地域の健康課題を明らかにし、定期的な把握、分析などの地域診断を行い、課題解決に取り組んでいきます。

5.3.6 大阪府立健康科学センター

大阪府立健康科学センターは、健康づくり戦略を推進する拠点施設として、今後とも、次の 4 本柱を中心に事業を展開していきます。①「科学的・実践的な健康づくり技法の開発・普及」として健康度測定、健康開発ドックコース、禁煙サポート・治療コース等により蓄積したデータや循環器疾患、糖尿病、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等の罹患に関するデータ収集などを基に、生活習慣病の予防に役立つ科学的実践的な健康づくり技法を開発し、市町村等を通じて普及していきます。また、健康診査、保健指導の精度管理と生活習慣病の予防対策に関する研究・企画・評価を行います。②「健康情報発信機能」としてホ

ホームページなどを通して、健康情報を発信していきます。

次に③「健康づくりを推進する指導者の育成」として健康づくりボランティアなど健康づくりを推進する指導者を育成していきます。④「健康づくり活動の展開」として市町村、職場、学校等で行われる各種健康づくり事業や啓発活動等の健康関連イベントの支援や健康づくりの普及に取り組むボランティア活動を支援しています。さらに、民間・産業界と協働した健康づくりの技法の開発や実践、行政と民間をつなぐコーディネーターとしての役割も担っていきます。

5.3.7 大阪府こころの健康総合センター

大阪府こころの健康総合センターは、今後とも府の精神保健福祉に関する中核施設として、府保健所、市町村、社会復帰関連施設や医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としていきます。また、従来の精神保健福祉センターでは十分に取組まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることを大きな課題とし、こころの電話相談や精神保健福祉相談などの相談事業、専門外来診療などを行っていきます。さらに、自殺防止のホームページによる啓発、大阪府自殺対策連絡協議会への参画などを通して、自殺対策にも取り組んでいきます。

5.3.8 地方独立行政法人大阪府立病院機構

地方独立行政法人大阪府立病院機構は、府立の5病院を運営しており、高度専門医療の提供等を行うとともに、府民の健康の維持及び増進に寄与しています。

今後も、下表に掲げる具体的な取組のほか、専門医療に関する情報の蓄積を基にした府民向け公開講座の開催やホームページでの疾病等に関する情報提供などの保健医療情報の発信及び普及啓発等をとおして、府民の健康の維持及び増進に努めていきます。

(府立各病院における具体的な取り組み)

病 院 名	内 容
大阪府立急性期・総合医療センター	生活習慣病の予防のための禁煙外来、メタボリックシンドローム外来、慢性腎臓病（CKD）外来の設置（いずれも平成20年度予定） など
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	喫煙が原因あるいは強く影響を与える肺気腫や慢性気管支炎などの慢性閉塞性肺疾患（COPD）や肺がんなどの総合的診断・治療を行うためのたばこ病外来や生活習慣病の予防等のための禁煙外来の設置、呼吸器・アレルギー疾患の予防・予知に関する調査・研究から治療 など
大阪府立精神医療センター	精神障がい者の社会復帰・自立と社会参加を支援するための作業療法・デイケア・訪問看護の実施、精神疾患に対する正しい知識の習得・再発防止のための家族心理教育の実施 など
大阪府立成人病センター	生活習慣病による死亡の動向・地域特性の分析、がんの罹患と受療の動向・生存率の分析、がんの予防に関する研究、がん対策の企画・評価、がん検診の精度管理と評価に関する研究、医療機関における禁煙支援法の開発・評価、肝疾患等の疫学的研究、新たながん治療法・診断法の研究・開発 など
大阪府立母子保健総合医療センター	母子保健従事者の研修、母子保健に関する調査、小児発達期における様々な疾患の原因究明・疾病の予防、高度医療を受けた子ども達の健康を守るためのフォローアップ、母性に関する分娩後のフォローアップ等を通しての生活習慣病の発症を抑える診療の提供、禁煙外来の設置、種々の代謝疾患を小児期からコントロールするための治療法の開発による生活習慣病の予防 など

5.3.9 財団法人大阪がん予防検診センター

財団法人大阪がん予防検診センターは、がんの一次予防と二次予防を推進し、がんから府民を守るために、(社)大阪府医師会、大阪府、大阪市が出捐して設立された団体です。がん検診及び精密検査の実施や市町村がん検診の精度管理の維持・向上のため、精度管理基礎調査の実施や研修を開催していきます。

また、疫学的調査に必要ながん検診データに関する情報提供、「がん予防キャンペーンおおさか」をはじめとした、府民に対する受診率向上のための啓発活動やがん予防に関する知識の普及を図っていきます。

5.4 市町村等の役割

5.4.1 市町村

府民運動として健康づくりを推進していく上で、市町村は、食生活の改善をはじめ、運動や禁煙、節酒などの生活習慣の改善に向けた地域住民への普及・啓発などによるポピュレーションアプローチの中心的役割を担っており、健康づくりに関する情報提供や健康づくりボランティアの育成も行っています。

また、市町村の保健師、管理栄養士等は、介護予防、児童虐待など他の業務との関係を踏まえつつ健康づくり施策の企画・調整・評価等の業務に重点を置く方向での体制強化が期待されています。

さらに、市町村は、国民健康保険の医療保険者として、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導を行うとともに、健康増進法に基づきがん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業を行うこととされています。

5.4.2 事業者

労働安全衛生法により、事業者は労働者に対し、健康診断を行わなければならないとされており、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導を義務づけられた医療保険者と相互に協力し、健康づくりを担うこととなります。

また、事業者は、従業員の健康づくりのため、職場環境の整備や福利厚生の実施などを行うこととされています。